

○大府市障がい者医療費助成に関する条例

昭和57年12月23日大府市条例第41号

改正

昭和59年6月19日条例第28号

昭和59年9月26日条例第30号

昭和61年3月31日条例第16号

平成2年6月28日条例第20号

平成4年3月26日条例第10号

平成5年12月24日条例第30号

平成9年6月25日条例第30号

平成11年3月25日条例第19号

平成12年6月29日条例第35号

平成14年3月28日条例第12号

平成16年12月27日条例第39号

平成18年3月28日条例第10号

平成18年6月29日条例第26号

平成19年3月23日条例第10号

平成20年3月24日条例第5号

平成20年9月25日条例第30号

平成24年3月28日条例第9号

平成24年6月28日条例第14号

平成25年3月27日条例第6号

平成26年9月29日条例第23号

大府市障がい者医療費助成に関する条例

大府市心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第19号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者の医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則に定める要件を満たしているものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「法施行規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までのいずれかに該当する身体障害者手帳所持者
- (2) 身体障害者障害程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者のうち法施行規則第5条第1項第2号の規定による障害名が腎臓機能障害とされているもの又は同表の4級から6級までのいずれかに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされているもの
- (3) 知能指数が50以下の知的障がい者
- (4) 自閉症状群と診断されている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級のいずれかに該当する精神障害者保健福祉手帳所持者（3級に該当する者にあつては、当該年度分の市町村民税が非課税の者に限る。）

（受給資格者）

第3条 この条例により、障がい者医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

（居住地特例）

第3条の2 受給資格者のうち、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条に該当する者については、同条の規定にかかわらず受給資格者としな

（適用除外）

第4条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る医療費の助成に限り適用する。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者
- (3) 大府市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第18号）により医療費の助成の対象となる子ども
- (4) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者
- (5) 第2条第5号に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者にあつては、精神通院医療に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受けていない者

（助成の範囲）

第5条 市長は、次条第1項の規定により障がい者医療費受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合、受給者が自ら負担すべき額を障がい者医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき、又は法令の規定による附加給付が行われたときは、その額を控除した額とする。

（受給者証）

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する障がい者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給者は、前条の規定により医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）に対し診療、薬剤の支給又

は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第7条 第5条の規定による医療費の助成は、当該医療費の額を医療機関等に支払うこと
によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払う
ことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第8条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は医療費の助成事由が第三
者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければ
ならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市
長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条の2 市長は、医療費の助成に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付
を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の助成を受け、若しくは受けようとする
者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(助成額の返還)

第9条 市長は、受給者が医療費の助成に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払いを受
けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を助成せず、又は既に助
成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者
から助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押
さえることができない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月26日条例第30号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第16号）

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成2年6月28日条例第20号）

この条例は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月25日条例第19号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例第6条の規定によりなされた申請、
手続その他の行為は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例第6条の規定
によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年3月28日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 4 施行日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 （前略）第4条の規定による改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例の規定による受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月23日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月24日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「心身障害者」を「障がい者」に改める部分及び同条に1号を加える部分を除く。）、第5条の改正規定（「心身障害者医療費」を「障がい者医療費」に改める部分を除く。）及び第6条第1項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前に

おいても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の大府市障がい者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(大府市子ども医療費助成に関する条例等の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「大府市心身障害者医療費助成に関する条例」を「大府市障がい者医療費助成に関する条例」に改める。

- (1) 大府市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第18号）第4条第2項

- (2) 大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年大府市条例第28号）第2条第2項第4号

- (3) 大府市精神障害者医療費助成に関する条例（平成17年大府市条例第2号）第4条第3号

附 則（平成24年6月28日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年9月29日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則

昭和58年5月9日大府市規則第14号

改正

平成元年7月21日規則第19号

平成7年9月27日規則第32号

平成9年6月25日規則第28号

平成11年3月25日規則第17号

平成12年6月29日規則第51号

平成14年3月28日規則第23号

平成17年3月28日規則第39号

平成18年3月28日規則第14号

平成19年3月23日規則第21号

平成19年5月9日規則第42号

平成20年3月24日規則第12号

平成20年9月25日規則第70号

平成24年3月28日規則第3号

平成24年9月4日規則第40号

平成25年3月27日規則第24号

平成27年12月28日規則第61号

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則

大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大府市障がい者医療費助成に関する条例（昭和57年大府市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（障がい者の要件）

第2条 条例第2条の障がい者は、次の要件に該当するものでなければならない。

- （1） 条例第2条第1号及び第2号に規定する身体障害者手帳所持者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であること。

(2) 条例第2条第3号に規定する知的障がい者とは、次の機関等で判定を受けた者であること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所

(3) 条例第2条第4号に規定する診断されている者とは、自閉症の診療経験を有する医師の診断を受けた者であること。

(4) 条例第2条第5号に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であること。

（社会保険各法）

第2条の2 条例第3条に規定する規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）

は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（受給者証の交付申請）

第3条 条例第3条に規定する受給資格者は、障がい者医療費受給者証交付・更新申請書

（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、障がい者医療費受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 条例第2条第1号又は第2号に該当する者にあつては、身体障害者手帳

(3) 条例第2条第3号に該当する者にあつては、第2条第2号に掲げる機関等で判定を受けた者であることを証する書類

(4) 条例第2条第4号に該当する者にあつては、第2条第3号に規定する医師の診断を受けた者であることを証する書類

(5) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、精神障害者保健福祉手帳（同号に該

当する者のうち、3級に該当するものにあつては、精神障害者保健福祉手帳及び当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類)

- (6) 条例第2条第5号に該当する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定により精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けた者にあつては、当該自立支援医療受給者証
- 2 市長は、前項に規定する申請があつた場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があつた日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となつた日)から、その者が受給資格者でなくなる日(この場合において、条例第4条第5号の規定は適用しないものとする。)までとし、当該受給資格者でなくなる日が定められていないときは、市長が別に定める3年ごとに到来する7月31日までとする。

(受給者証の更新申請)

- 第3条の2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、有効期間の満了後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、障がい者医療費受給者証交付・更新申請書に有効期間の満了後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請には前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があつた日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となつた日)」とあるのは「前回の有効期間の満了日の翌日」と読み替える。

(受給者証の返還)

- 第4条 受給者は、受給者証の有効期間を満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

- 第5条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、障がい者医療費受給者証再交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。
- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(医療費の助成等)

第6条 条例第7条第1項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(助成方法の特例)

第7条 条例第7条第2項に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、受給者に係る療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要なと認めるとき。

2 条例第7条第2項の規定により医療費の助成を受けようとするときは、障がい者医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第1項第1号に該当する場合にあっては療養費又は家族療養費の支給額を証する書類を、同項第2号に該当する場合にあっては医療機関等の発行する領収書を添付しなければならない。

(助成額の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による支払に係る請求、前条第2項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、通知しなければならない。

(届出事項)

第9条 条例第8条第1項の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名

(2) 市の区域内における住所

(3) 身体障害者手帳の記載事項、第2条第2号の判定の内容、同条第3号の診断の内容、精神障害者保健福祉手帳の記載事項又は自立支援医療受給者証(精神通院)の記載事項

(4) 条例第5条第1項において医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)又は当該保険者等の名称、事業所の所在地若しくは給付の内容

(5) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあっては、その者の属する世帯の

同法に規定する世帯主若しくは組合員又は当該世帯主若しくは組合員の氏名、住所、若しくは被保険者証の記号番号

(6) 社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である受給者にあつては、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

(7) 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者又は当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更のあつた日から起算して14日以内に障がい者医療費受給資格等変更届（第5号様式）に当該変更のあつたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（資格喪失の届出）

第10条 受給者証の交付を受けた者が条例第3条の規定に該当しなくなったとき、又は条例第4条の規定に該当するに至つたときは、速やかに、障がい者医療費受給資格喪失届（第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

（受給者証の添付）

第10条の2 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に代えることができる。

（第三者行為の届出）

第10条の3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、第三者行為による被害届（第7号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第10条の4 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（障がい者医療に関する処分の通知）

第11条 市長は、医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不助成の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（平成元年7月21日規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定により交付された受給者証は、平成2年7月31日又は判定書等の証明年月の末日までは、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（平成7年9月27日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月25日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年3月25日規則第17号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年 3 月28日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年 3 月28日規則第39号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年 3 月23日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年 5 月 9 日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 3 月24日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年 9 月25日規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第6号様式による用紙は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成24年 3 月28日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）、第3条の改正規定（同条第1項第5号及び第6号に係る部分を除く。）、第3条の2、第5条第1項及び第7条の改正規定、第9条の改正規定（同条第1項に係る部分を除く。）、第10条及び第11条の改正規定並びに第1号様式から第6号様式までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 3 市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年大府市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則」を「大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則」に改める。

附 則（平成24年 9 月 4 日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の大府市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年3月27日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第61号）

この規則中第1号様式及び第6号様式の改正規定は平成28年1月1日から、第10条の4の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第1号様式（第3条、第3条の2関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第10条の3関係）